

# 神奈川区 地域防災拠点における ペット同行避難 対応ガイドライン



ペット同行避難とは、大規模な災害発生時に、自宅からの避難が必要な飼い主が飼育しているペットを同行し、住んでいる地域ごとに指定された拠点などに避難することです。

ペットとともに避難することを指し、拠点において飼い主がペットを同室で飼育することではありません。

## 【ガイドライン項目】

### I 地域防災拠点におけるペット対策

- 1 同行避難対象とするペット
- 2 地域防災拠点の役割
- 3-1 ペット管理委員会の活動
- 3-2 飼育場所の設営・維持担当
- 3-3 同行避難ペットの管理・飼育
- 3-4 本部等との連絡調整

### II 災害時の動物救援体制

- 1 一般財団法人ペット災害対策推進協会
- 2 横浜市災害時動物救援本部
- 3 動物救援センター
- 4 動物救援病院
- 5 区役所生活衛生課

#### 様式例

- ペット登録票
- ペット管理委員会運営記録
- 同行避難ペット管理台帳
- 救援物資受払記録
- 飼育ルールの掲示例

# I 地域防災拠点におけるペット対策

犬や猫などのペットと共に暮らす方が増えています。震災発生直後には、このような方々がペットを連れて地域防災拠点に避難することが想定されます。

しかし、地域防災拠点は多くの被災者が避難生活をおくる場であり、他の避難者に迷惑をかけないようにすること、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、各地域防災拠点の実状に応じたペット対策が必要です。

本ガイドラインは、災害発生時に地域防災拠点に犬や猫のペットが連れて来られた場合を想定し、各地域防災拠点の実状に応じたペット同行避難のルールづくりの一案としてご活用いただくことを目的として作成しました。

## 1 同行避難対象とするペット

原則として、犬、猫、小動物（小鳥・ウサギ・ハムスターなど）などです。

それ以外のペット（大型の動物、危険な動物、専用の飼育設備が必要な動物など）は拠点での受入れが困難です。

## 2 地域防災拠点の役割

避難者が連れてくるペットを地域防災拠点内で円滑に保護・管理することが大きな課題です。全避難者の理解を得られるようなルールのもとで飼育ができるようにし、飼育に伴う作業を飼い主が共同で行うことが必要です。

### (1) 基本的な方針

- ① 地域防災拠点では、人の居住場所とペットの飼育場所を分離し、ペットはケージ内・繋ぎとめにより飼育します（他の避難者とは別のエリアで、ペットとともに生活できるスペースが確保できる拠点においては、この限りではありません。）。
- ② 地域防災拠点でのペットの飼育管理（飼育場所の衛生管理など）は、飼い主で構成されるペット管理委員会による自主管理を原則とします。
- ③ 個々のペットの飼育は、飼い主の責任で行います。  
※飼育に必要な用具(ケージ・ペットフード等)も、原則として飼い主が用意します。
- ④ 地域防災拠点に持ち込まれた飼い主不明動物がいる場合は、区災害対策本部に連絡します。

## (2) 飼育場所の想定

- ① ペットの一時飼育場所は人の居住場所と分離し、散歩エリアやトイレの場所が人の動線と重ならないようにするなど、動物のアレルギーがある人などに配慮して、あらかじめ校庭の一角や地域防災拠点近隣の公園などに想定しておきましょう。
- ② ペットはケージに入れておくか、支柱に繋ぎとめておくことになるので、広い場所で、鉄棒や鉄柱等支柱となるものがある場所を選びます。
- ③ 被災者がペットを連れて避難してきた場合、あらかじめ想定した一時飼育場所に誘導します。

## (3) 活動用資材

- ① ペット同行の避難者がいた場合は、区災害対策本部に連絡してください。ペットに関する物資（ペット飼育用のテント、ケージ、ペットフード、ペットシーツ等）の要請を横浜市動物救援本部に行います。
- ② 物資が届くまで早くても5日程度はかかります。

## (4) ペット管理委員会の立ち上げ

一時飼育場所にいるペットの飼育・衛生管理などは、飼い主が責任を持って行います。飼い主同士の協力体制を築くため「ペット管理委員会」を組織します。

地域防災拠点開設後、防災拠点の運営委員会はその下部組織として、「ペット管理委員会」の態勢を整備する必要があります。

- ① 最初は、まだ委員も決まっていない状態なので、拠点運営委員はペットを連れてきた避難者(飼い主)を集めることから始めます。
- ② 地域防災拠点でのペットの飼育の進め方や基本的なルールを飼い主に説明し、了解を得ます。
  - ◎ 地域防災拠点で人とペットが共存できるための飼育ルールに従うことの同意
  - ◎ ペット管理委員会が行うべき作業への参加の同意
- ③ ペット管理委員会の中から、拠点運営委員会との連絡窓口となる代表者を決めます。なお、代表者はペットの一時飼育場所の責任を負う人ではありません。飼い主一人ひとりが責任を持って、飼育・衛生管理を行います。

### 3-1 ペット管理委員会の活動

#### (1) ペット管理委員会の構成

ペット管理委員会の代表者は、同行避難してきたペットの飼い主の中から、次の責任者を選任し、ペット管理委員会とします。(人数は適宜、活動開始後、必要に応じて増減)

代表者や責任者は、ルールを守って飼育管理が進められるよう飼い主を誘導するほか、拠点運営委員会及び区災害対策本部との連絡調整役を担います。

- ① 飼育場所の設営・維持管理
- ② 避難動物の飼育管理
- ③ 拠点運営委員会及び区災害対策本部との連絡調整

#### (2) 決定事項

ペット管理委員会では、話し合いにより、次の事項を決定します。

- ① 作業計画・作業者ローテーションの作成
- ② 動物救援ボランティアの受入れ・配置など

### 3-2 飼育場所の設営・維持担当

地域防災拠点では、人とペットの生活空間を完全に分離することが原則です。飼育場所はあらかじめ想定していますが、地域防災拠点全体の配置を考慮して、拠点運営委員会と協議のうえ場所を確定します。

#### (1) 設営

- ① 区画線を設置し、飼育場所を明示する。  
※使用資機材
  - カラーコーン(重し付)
  - セーフティーバー
  - 立ち入り禁止用テープ
  - のぼり「ペット飼育エリア」等
  - ペット登録票の用意
- ② トイレの場所を決め、『ペットトイレ』プレートを掲出する。
- ③ ケージの置き場所や大型犬を繋ぎとめる場所に屋根が無い場合は、ブルーシート等を使用して雨よけを作る。

## (2) 維持

- ① 飼育場所内では、同一の動物ごとにグループ分けをする。
- ② 飼育場所内・周辺環境維持のために、清掃等必要な作業を定期的に行う。  
※消毒が必要な場合は、区災害対策本部に連絡する。
- ③ 収容動物数に合わせ、適正なスペースの維持に努める。  
※資機材力が不足する場合は、区災害対策本部に連絡する。

### 【収容時の工夫】

見知らぬ動物同士が隣り合うと、お互いに鳴き合ったり、ストレスになることがあります。ケージの周囲を段ボールやタオル、毛布などで囲んだり、仕切りを付けて他の動物を見えないようにすると、鳴き声やストレス防止に効果的です。

## 3-3 同行避難ペットの管理・飼育

物資供給等救援を的確に受けられるよう、避難ペットの登録を行い、状況の把握に努めます。

同行避難したペットの飼育は、飼い主の責任です。地域防災拠点内での飼育ルールを周知します。

### (1) 同行避難ペットの登録

- ① 同行避難ペットごとに「ペット登録票」を作成する。
- ② 登録票をもとに、避難ペット数の集計をする。集計は一定期間ごとに更新し、現在数の把握を行う。

### (2) 地域防災拠点内での飼育

- ① 「飼育のルール」を地域防災拠点内に掲示し、周知徹底を図る。
- ② 飼育のルールを守らない飼い主がいたときは、責任者が改善を指示する。
- ③ ペットを同行していない他の避難者からの不満等トラブルが生じたときは、庶務班と連絡取り合って解決に努める。

### (3) 医療・健康管理

- ① ペットの治療、健康についての相談は、近隣の動物救援病院で対応する。
- ② 動物救援病院所在地等、必要な情報を区災害対策本部から収集し、飼い主に周知する。
- ③ 必要に応じて、区災害対策本部を通じ、動物救援センターへ移送する。

#### (4) 飼い主不明動物の保護

飼い主不明の動物が持ち込まれたときは、飼い主が現れるか、市の動物救援センターに移送されるまでの間、地域防災拠点内の飼育場所で一時的に世話をします。

- ① 「ペット登録票」に保護時の状況・動物の特徴等を記録する。  
※登録票と照合できるように、ケージ等にカード番号を表示する。
- ② 負傷または病気をしていると思われる場合は、すみやかに区災害対策本部に連絡し、動物救援病院の協力を要請する。
- ③ 同行避難ペットと同様に、『飼育のルール』に基づいて、日常の世話を  
する。
- ④ 保護した動物の情報は、保護時、引取り・移送作業等移動時に必ず区  
災害対策本部に報告する。
- ⑤ 保護した動物の情報を地域に発信して、飼い主探しに努める。  
※移送後も、問合せがあったら、「ペット登録票」で対応する。
- ⑥ 失踪した動物の捜索依頼があったときは、依頼内容を記録して、区災  
害対策本部に報告する。

### 3-4 本部等との連絡調整

地域防災拠点でのペット救援活動を円滑に進めるためには、物資補給等の支援が欠かせません。そのため、区災害対策本部と密接に連絡を取り合うことが必要です。連絡業務を担当する拠点の情報班と連携して行います。

#### (1) 区への連絡

定期的、また、必要に応じて随時、区災害対策本部に防災拠点・周辺地域の情報を連絡する。

[伝達事項]

- ① 同行避難ペット収容状況(種別・現在数など)
- ② 飼い主不明動物保護状況(現在数など)
- ③ 不足資材・食糧、活動要員等の補充要請
- ④ 失踪動物の捜索依頼
- ⑤ ボランティアの申込
- ⑥ その他応急医療要請など

---

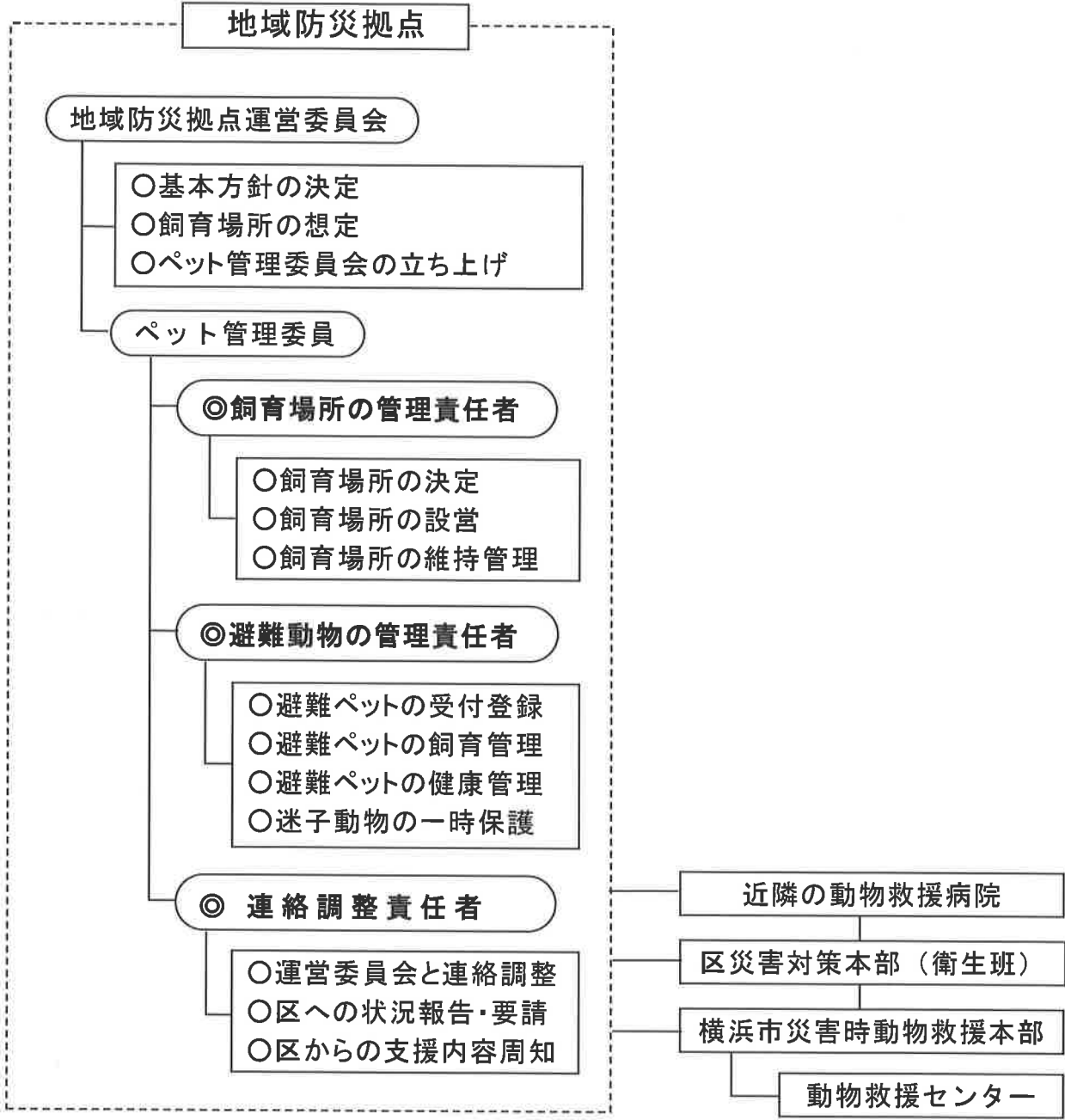
## (2) 区からの連絡

区からの情報は、必要に応じて、地域防災拠点内又は周辺地域に周知する。

- ① 資材・食糧等の補給
- ② 動物救援ボランティアの派遣
- ③ 獣医師会会員が開設する動物救援病院の状況
- ④ 飼い主不明動物の対策(移送先・飼い主の情報)
- ⑤ 衛生管理等の指導

神奈川区災害対策本部連絡先 神奈川区広台太田町 3-8 TEL : 411-7004 FAX : 324-5904
---

地域防災拠点におけるペット対策組織と役割





## Ⅱ 災害時の動物救援体制について

大規模な災害が起きた場合、全国組織として、一般財団法人ペット災害対策推進協会が立ち上がります。

横浜市域では、公益社団法人横浜市獣医師会や動物愛護団体で構成される横浜市災害時動物救援本部が設置されます。

横浜市災害時動物救援本部は、動物救援センターの緊急的設置及びその運営の中心的役割を果たし、動物救援活動を速やかに行います。

### 1 一般財団法人ペット災害対策推進協会

災害時の動物救援活動に対し支援を行います。公益社団法人日本獣医師会、公益財団法人日本動物愛護協会などの4団体が本部を設置します。

### 2 横浜市災害時動物救援本部

大規模災害の発生時には、必要に応じて、公益社団法人横浜市獣医師会、公益社団法人日本動物福祉協会横浜支部、公益社団法人日本愛玩動物協会神奈川県支所、特定非営利活動法人神奈川動物ボランティア連絡会、公益財団法人日本補助犬協会、全日本動物輸入業者協議会、公益財団法人神奈川県動物愛護協会、一般社団法人全国ペット協会で構成される横浜市災害時動物救援本部が設置されます。横浜市災害時動物救援本部※は、大規模災害が発生した場合、負傷した動物の応急処置や保護等の活動を行うための動物救援センターの設置、救援物資やボランティアの調整等、動物救援活動の中心的役割を果たします。

※横浜市災害時動物救援本部の構成メンバーは、平常時には横浜市災害時動物救援連絡会として、発災時の対応について協議を行っています。

### 3 動物救援センター（市内5拠点）

#### (1) 動物救援センターの主な活動

- ① 放浪している動物の保護収容
- ② 被災のため飼育が困難となっているペットの収容
- ③ ペットに係る相談の受付
- ④ 保護したペットの飼い主への返還（鑑札、迷子札、マイクロチップ等の飼い主明示措置をもとに返還等）

#### (2) 必要な資材

- ① ペットケージ  
フード  
用品 } 横浜市が一定量を備蓄してあります。不足する場合は一般財団法人ペット災害対策推進協会に支援を要請します。
- ② 動物用医薬品：(公社)日本獣医師会へ支援を要請します。
- ③ テント、プレハブ等：環境省、自衛隊等へ支援を要請します。

### (3) 動物救援センター候補地

- ① 鶴見区大黒町スポーツ広場（鶴見区）
- ② 公益財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター（港北区）
- ③ 公益財団法人日本補助犬協会（旭区）
- ④ 平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）
- ⑤ 横浜市動物愛護センター（神奈川区）

## 4 動物救援病院

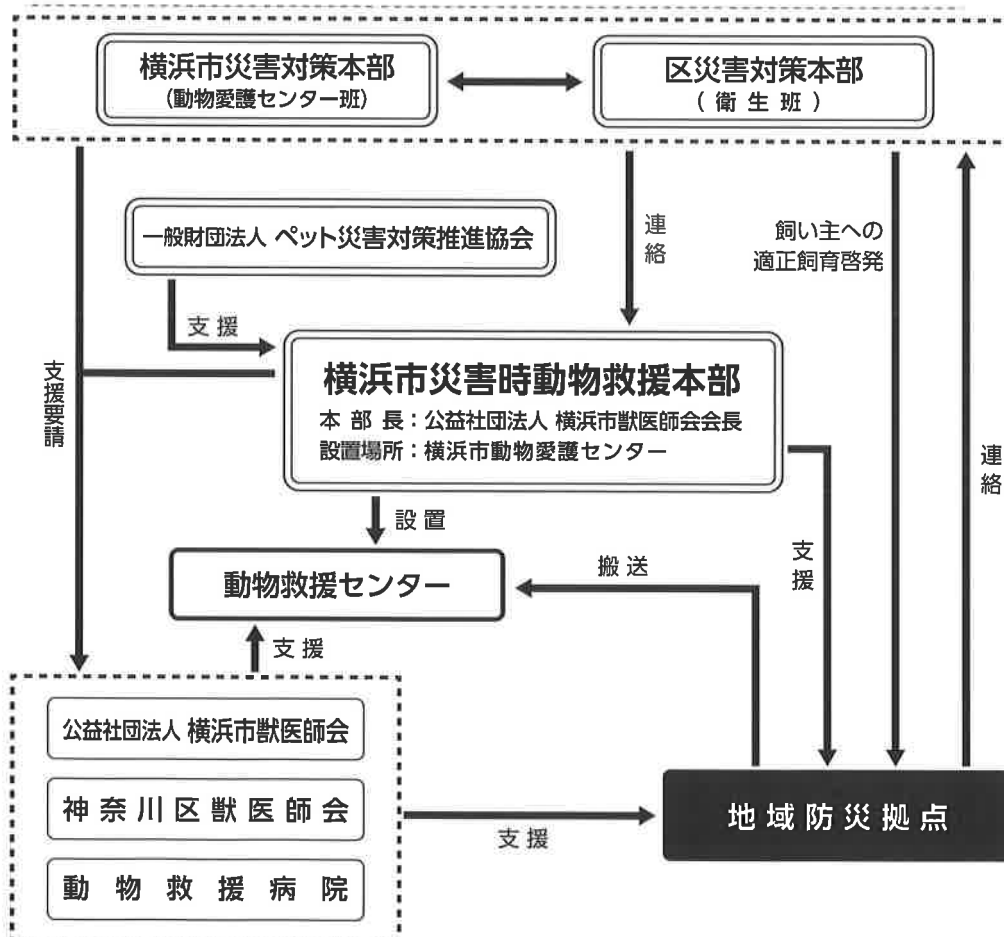
横浜市は、大規模災害発生時において、負傷した飼い主不明の動物の保護や治療について必要と認めた場合は、公益社団法人横浜市獣医師会に動物救援病院の運用開始を要請します。要請を受けた獣医師会は、獣医師会会員の動物病院を動物救援病院として、被災動物の一時保護と治療などの支援を行います。

## 5 区役所生活衛生課

区災害対策本部衛生班として次の業務を行います。

- 飼い主不明動物及び負傷動物の保護収容
- 行方不明動物に関する情報提供
- その他、動物に係る相談、助言等

参考 動物救援体系組織図





地域防災拠点ペット登録票				NO.		入所		年 月 日		
拠点名						退所		年 月 日		
避難者が記入	飼い主	住所 (避難場所)	( )			被災 状況	焼損・倒壊・他			
		フリガナ 氏名				電話 (連絡先)				
	ペット	名前				オス・メス	種類			
		留意事項	性格・特徴				健康状態	良・否 ( )		
		予防処置	混合ワクチン	未接種	・ 年 月 日		種混合ワクチン接種済			
	狂犬病予防接種		未接種	・ 年 月 日		接	種	済	済	済
	ペット用 携行品等	無・有	フード	日分	ケージ	<input type="checkbox"/>	食器	<input type="checkbox"/>		
			療法食	日分	リード	<input type="checkbox"/>	ペットシート	<input type="checkbox"/>		
			水	日分	手帳	<input type="checkbox"/>	排泄物処理用品	<input type="checkbox"/>		
	管理委員会で記入	飼い主	役割	飼育管理・衛生管理 (ケージ清掃・エリア清掃)・連絡調整・飼育場所設営維持 その他 ( )						
ペット		飼育場所				ケージ番号等				
		留意事項								
保護した ペット情報		種類	犬【 】・猫【 】 他【 】 オス・メス・不明							
		発見場所 保護日時	付近で発見、 年 月 日 時頃保護 飼育場所・ケージ番号等：							
		識別情報	首輪 (有・無)【特徴：	】						
			鑑札 (有・無)【番号：	】						
			迷子札 (有・無)【記載事項：	】						
	健康状態	良好・不良【措置： 年 月 日】 ・ 死亡【 年 月 日】								
飼い主	連絡つかず 連絡済み【連絡日時： 年 月 日、返還日時 年 月 日】									
移送	区・動物救援センターに 年 月 日連絡、 年 月 日移送									
特記事項										

# ペット管理委員会運営記録

ペット管理委員会

委員長名	
------	--

	責任者			担当者		
設営等担当者名						
飼育管理担当者名						
連絡調整担当者名						

## 避難数集計

月日	集計担当者												
	同行	不明	犬	猫	うさぎ	鳥	その他	犬	猫	うさぎ	鳥	その他	
同行避難者数	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
犬													
猫													
うさぎ													
鳥													
その他													
犬													
猫													
うさぎ													
鳥													
その他													

### 同行避難ペット管理台帳

管理担当者名				
--------	--	--	--	--

番号	入所日 退所日	動物種	品種	性別	呼び名	毛色等	飼い主名	連絡先	畜犬 登録	狂犬病 予防注射	飼育場所	飼育方法	備考
	/	犬・猫		オス メス 不明					有 無	済・未 済		ケージ 係留 他	
	/	他( )		オス メス 不明					有 無	済・未 済		ケージ 係留 他	
	/	犬・猫		オス メス 不明					有 無	済・未 済		ケージ 係留 他	
	/	他( )		オス メス 不明					有 無	済・未 済		ケージ 係留 他	
	/	犬・猫		オス メス 不明					有 無	済・未 済		ケージ 係留 他	
	/	他( )		オス メス 不明					有 無	済・未 済		ケージ 係留 他	
	/	犬・猫		オス メス 不明					有 無	済・未 済		ケージ 係留 他	
	/	他( )		オス メス 不明					有 無	済・未 済		ケージ 係留 他	
	/	犬・猫		オス メス 不明					有 無	済・未 済		ケージ 係留 他	
	/	他( )		オス メス 不明					有 無	済・未 済		ケージ 係留 他	
	/	犬・猫		オス メス 不明					有 無	済・未 済		ケージ 係留 他	
	/	他( )		オス メス 不明					有 無	済・未 済		ケージ 係留 他	

特記事項	
------	--

救援物資受払記録

担当者

支援要請				受領			
月日	物資名	量	備考	月日	物資名	量	備考
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			

### 飼い主の皆さんへ

この地域防災拠点で人と動物が気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。

- 1 地域防災拠点に同行できるペットは次の種類です。  
犬・猫・小動物（小鳥・ウサギ・ハムスターなど）などです。それ以外のペットは同行できません。
- 2 ペットは決められた場所で、ケージ(オリ)に入れるか、支柱につなぎとめるかして飼育しましょう。
- 3 ケージ(オリ)の置き場所・つなぎとめる場所は担当のペット管理委員の指示に従ってください。
- 4 ペットを人の生活範囲内へ持ち込むことはしないでください。
- 5 ペットの飼育・管理は飼い主自身が責任を持って行います。
- 6 ペットの飼育に必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行いましょう。
  - ・飼育場所と周辺区域の清掃・消毒
  - ・廃棄物・汚物集積場所の処理
  - ・救援物資（ペットフード・資材等）の搬入・仕分け・配分
- 7 排泄は「ペット用トイレ」に指定した場所でさせ、後始末をしましょう。
- 8 地域防災拠点には負傷などによりペットの世話ができない飼い主もいます。みんなで助け合いましょう。
- 9 散歩は、敷地外または、敷地内の指定された場所で行いましょう。散歩する際には、必ずリードをつけましょう。
- 10 地域防災拠点には、一時保護された迷子の動物も収容されます。この動物たちの世話も飼い主の皆さんで共同して行っていただくようお願いいたします。この作業も担当のペット管理委員が指示しますので、ご協力ください。
- 11 ペットの飼育に必要な資材(ケージ・その他の用具)と当面の食糧は、飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です。もし、持ってくる事が出来なかった場合は、担当のペット管理委員に相談してください。
- 12 ペットの負傷や病気の治療・健康についての相談は、横浜市獣医師会所属の動物病院で受けられます。

横浜市神奈川福祉保健センター

平成28年5月発行 令和元年9月改訂

〒221-0824

横浜市神奈川区広台太田町3-8

電話：045(411)7143

FAX：045(411)7039